

◆マル経資金の限度額が2000万円へ引き上げ!

マル経資金とは、商工会議所の経営指導を受けている小規模企業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人・低利でご利用できる制度です。

1. 融資限度額 **2,000万円以内**
2. 利率 **年1.45% (固定金利)** (平成26年4月9日現在)
3. 返済期間 **運転資金7年以内 設備資金10年以内**
4. 利用できる方 次の条件を全て満たしていることが必要です。

- 常時使用する従業員が商業・サービス業は5人以下、その他は20人以下の小規模事業者。
- 最近1年以上、商工会議所地区内で事業を営んでいる方。
- 商工会議所の経営指導を6カ月以上受けていること。
- 納期限の到来している所得税(法人税)、事業税、住民税を完納していること。

当所では、利子補給制度も設けておりますので、さらに金利負担が少なくてすみます。

補給率：借入利率の**0.5%以内**(但し、補給率0.5%を併せて実質金利が1.0%を下回らない範囲)

※最近の業況等により、ご意向に添いかねる場合がございますので、予めご了承下さい。

◆創業補助金のご案内 ~地域での起業や後継者の方の第2創業を応援します~

対象者 新たな需要を創造する新商品・サービスを提供する創業(第2創業を含む)
され、認定支援機関による支援を受ける者

補助内容 補助対象経費の2/3以内 最大200万円まで
補助店舗借入費や設備費等の創業に要する費用

補助対象経費(人件費、書類作成費、店舗等借入費、設備費、原材料費、
知的財産権等関連経費、委託費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費等)

公募対象期間 第1次受付締切：平成26年6月30日(火)【17時必着】

※創業補助金をご検討の際は、5月末迄に認定支援機関である当所迄ご相談下さい。 ☎83-3121

◆印紙税の非課税範囲が拡大 領収証5万円未満は印紙が不要に!

領収証等に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。

事業者の皆様が平成26年4月1日以降に作成する領収証やレシートなどの金銭又は有価証券の受取書に係る印紙税については、記載された受取金額が5万円未満のものについては、非課税になります。ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署までお問い合わせ下さい。

国税庁 HP <http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h26/ryoshusho/index.htm>

◇5月の無料相談日のご案内

税務相談 5月7日(水) 5月21日(水) 顧問税理士(浦税理士)

金融相談 5月2日(金) 日本政策金融公庫国民生活事業

5月13日(火) 日本政策金融公庫中小企業事業

5月14日(水) 佐賀県信用保証協会

法律相談 5月2日(金) 山下弁護士 9日(金) 行政書士会

5月16日(金) 県弁護士会 23日(金) 司法書士会

どなたでもご相談いただけます。ご希望の方は事前に当所へご連絡ください。